

平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業の概要

【平成25年度補正予算 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)】115億円(補助率:定額)

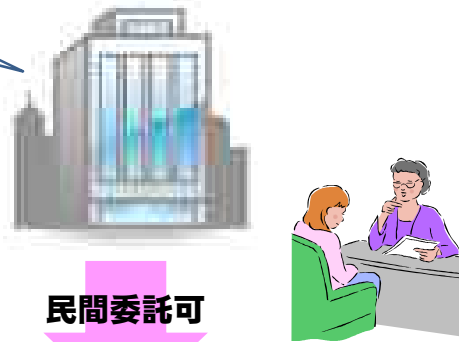
- 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、**地域における自立・就労支援等の体制を構築**することにより、平成27年度からの**生活困窮者自立支援制度の施行に寄与**することを目的とする(平成25年度より実施)。

平成26年度においては、**254自治体**で実施予定。
(平成26年5月28日現在)

【福祉事務所設置自治体】

制度化

平成27年度には、900自治体で自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付け。



民間委託可

※ 他の事業も同様

【自立相談支援モデル事業】(必須事業)

- 生活困窮者を早期に把握、早期に支援
- 生活困窮者の抱える課題を評価、分析し、ニーズを把握
- ニーズに応じた支援が行われるよう自立支援計画を作成
- 地域ネットワークの強化など地域づくり

相談

包括的な支援が継続的に受けられるよう、関係機関との連絡調整を実施

【就労準備支援モデル事業】(任意事業)

- 一般就労に必要な知識・技能を習得するための生活訓練、社会訓練等を実施。

【「就労訓練事業の推進」モデル事業】(任意事業)

- 直ちに一般就労が困難な者に対して軽易な作業の機会を提供する、いわゆる「中間的就労」の場の育成・確保のための取組を実施。

【家計相談支援モデル事業】(任意事業)

- 家計収支に関する課題の評価・分析を行い、家計表の作成など、家計に関するきめの細かい相談支援を実施。

【学習支援その他地域の実情に応じた事業】(任意事業)

【連携すべき他の施策】

- 住宅支援給付
- ハローワークによる就労支援
- 地域若者サポートステーション 等